

第 26 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成 21 年 2 月 21 日（土）

13：00～15：15

場所：アップルパレス青森 ねぶたの間

司会： 定刻ですので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、また大荒れの天候の中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から第 26 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催します。

まず、本日の資料の御確認をお願いします。本日の資料は、事前に送付をさせていただいた次第、資料 2、資料 4-1、4-2、資料 5、資料 6-1、6-2、資料 7、資料 8-1、資料 9、この他本日お配りした資料として出席者名簿、席図、資料 1、資料 3、資料 8-2、8-3 がございます。不足などございませんでしょうか。

なお、本日は二戸市長の小原委員の代理として二戸市市民協働部副部長の泉山光生様、それから田子町長の松橋委員の代理として田子町参事の中澤一郎様が出席されています。また、二戸自然と環境を守る会副会長の工藤委員、岡山大学の西垣委員、田子町農協理事の柳田委員が御欠席です。

それでは、開会にあたりまして蝦名副知事より御挨拶申し上げます。

蝦名副知事： 本日は古市会長をはじめ委員の皆様には、御多忙のところ御出席賜り厚く御礼申し上げます。

先ほども司会からありましたように、2月のついこの間まで、1ヶ月早い春が来るなど、こう思っておりましたところ、これから桜がどうなるのか、リンゴの花がどうなるのかと、こう心配しておりましたところ、我々の心を見透かしたように大変厳しい冬に戻ってしまいました。特に今日は大変荒れているということでもあります。

八戸のえんぶりが昨日で終わりましたが、2月17日に始まるえんぶりを青森市側から見まして、青森市はその頃はいつも雪がしんと降って雪深い中ですけれども、あの八戸のえんぶりを見ると、「ああ、もう少しで春だな」ということで、大変力強い思いを抱くわけでございます。

それが 20 日過ぎに、またこの冬の寒さになったということです。桜の花とりんごの花のためには、かえって良かったのかなと思っているわけでもあります。

桜も普通は青森県では、連休時に咲くのでありますけれども、最近では古市会
長のお住まいの札幌が、ちょうど連休の時に満開になるということで、多くの
方が北海道に行ってしまうということで、もう一度、雪がどんどん降りまして、
弘前が連休中に咲くようになればと思っております。

さて、県境不法投棄産業廃棄物の処理につきましては、青森市の青森リニュー
ーアブル・エネルギー・リサイクリング株式会社への搬入開始や、他の処理施設
による受け入れ量の増量などにより、この1年で処理能力が大きく向上しまし
た。

その結果、不法投棄現場からの廃棄物の撤去量につきましては、後ほど御報
告させていただきますが、今年度の実績が13万トンを超え、これまでの累計も
28万トンを超えるなど、平成24年度までの全量撤去に向けて大きく前進した
1年でした。

これもひとえに委員の皆様、そして地域住民の方々の御理解と御協力の賜物
であり、深く感謝申し上げます。

今後も地元や関係市町村の御協力の下、安全かつ着実な撤去作業を進めて参
ります。

本日は、平成21年度環境モニタリング計画案や不法投棄現場の環境再生等に
ついて御協議いただく予定となっております。このうち、不法投棄現場の環境
再生につきましては、跡地利用方法等についてアイデアを募集し、23件の応
募があったところです。委員の皆様には、忌憚のない御意見、御指導を賜りま
すようお願い申し上げます。

最後になりますけれども、鎌田県境再生対策室長がこの3月で定年というこ
とになります。10年間にわたりこの問題に取り組んで参りました。途中で体調
を崩したりしながらも、ここまで築き上げてきた鎌田室長の貢献というのは、
身内でありまして、私からも感謝の念を表しておきたいと思っております。

委員の皆様にはこれからも忌憚のない御意見、御指導を賜りまして、御挨拶
といたします。

ありがとうございます。

司会 : 蝦名副知事は公務所用のため、ここで退席をさせていただきます。

それでは議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては協
議会設置要項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、古
市会長におかれましては、会長席へお移りをいただきたいと思います。

古市会長： 皆様、こんにちは。

年度末の大変お忙しい時期に、かくも大勢の委員に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

去年も最後の協議会が2月24日だったと思うんですけども、今日と同じように嵐が参りまして、来られない、帰られないと。昨日も地上を這って来ましたが、今日も地上を這って帰らないといけないかなと思います。

先ほど蝦名副知事の方からも御挨拶がございましたように、鎌田さんが御相談に来られてからもう10年も経っており、その間、本当に大変な御苦勞を鎌田さんはされてきたと思いますが、軌道に乗りまして、順調に調査、修復がされている状況でございます。

今日も、そういうことで報告事項、協議事項がたくさんございます。最初の頃、これは青森県の県民性だろうと思うんですけども、しっかり調査をして、現状を見極めて、それからしっかりした対策を打とうじゃないかという、県民性の表れだと思うのですが、それでやってきたわけです。

少しリスクコミュニケーションと言いましょうか、町民の方とか県民の方に十分その真意が伝わっていなかった面もあったように思います。そういう反省も含めまして、修復の方は本当に順調に計画通り、先ほども副知事から御挨拶がありましたように順調に進んでいる。あとは、この跡地をどうするというお話、環境再生をどうするのだと、マイナスをプラスにどう持っていくんだというところで、しっかり今度は県民の方々、それから町民の方々とコミュニケーションを取って、しっかりやっていこうじゃないかというふうに、そういう計画で今やっているわけでございます。

これに関しましては、今日の議題、協議事項の中で、全国提案募集の結果について佐々木部会長の方から結果について御報告をいただくことになってございます。

いずれにしても、修復も、それから環境再生もしっかりしていく青森県ですから、この経験と言いましょうか、知恵と言いましょうか、こういうものをそのまま終わらせてしまうのは非常にもったいないと。

ですから、これはしっかり、今日、佐々木部会長からも御報告があると思うんですけども、この経験を記念館なり、資料館なりというものをしっかり造って頂いて、税金450億を使った、それを十分お返しできるような、さらにプラスになるような、そのような記念館を造って頂き、また鎌田さんのような方、皆さん、そして県民の方も含めてその語りべとして引き継いでいけるように、そういう形を是非私は取っていただきたいというふうに、ちょっと冒頭で申し訳ないですけどお願いしたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、報告事項、協議事項、たくさんございます。

3時23分の電車に乗れるかどうかですので、是非迅速に進めたいと思いますので、よろしく御協力お願いしたいと思います。

では座って進めさせていただきます。よろしくお願いします。

では、さっそくではございますが、この議事次第に載っております順番に議事を進めて参りたいと思います。

では最初に報告事項としまして廃棄物の撤去実績、もう今月のもも載っておりますので、その辺を御報告、事務局の方からよろしくお願いします。

事務局 : 資料1を御覧下さい。廃棄物の撤去実績についてということで、2月17日現在で載せてございます。

その中で中ほど、12月分から御報告いたします。作業日数は17日、これは週日が19日ございましたけれども、悪天候のため、この月は2日間運搬を停止してございます。台数は1,347台、15,370.11トンの撤去をしております。処理方法別では、御覧のとおりですが、埋立処理量は56.3%となっています。

1月分は19日、1,693台、19,398.08トンということで、この月は焼却系4社、それから埋立系2社がほぼフル稼働したということで、これまで月ごとの最大撤去量となっております。処理方法別はほぼ半々で、埋立てが49.6%です。2月分につきましては11日間ということで899台、10,487.24トンでございます。

20年度の実績ですけれども、これまで207日、12,276台、137,126.08トンということでございます。埋立処理量は75,907.50トンとなっていますけれども、率にすれば55.4%という形になってございます。

累計、285,769.00トンということで処理方法別では埋立てが27.1%となっております。

下の表ですけれども、左側は今年度の月ごとに処理方法別にグラフにしたものでございます。黒く塗ってあるところが埋立量、それからその下白いところが焼却量です。7月、8月の辺りに、下の方に薄く見えますけれども、この月に破碎処理ということで、95.24トンの分でございます。

月ごとに割合がバラバラになってございますけれども、特に8月が量的にも少なく、ここは焼却系の1社が定期修理に入り、それから、人身事故の関係で埋立系施設が、運搬停止2週間ということもございましたので少なくなってございます。

下の右側の表は撤去計画量との関係を示したグラフでございまして、20年度163,000トンの予定ですけれども、今現在137,000トン余り撤去しているということで84.1%の達成ということになっています。

資料1については以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

いかがでございましょうか。最新の撤去状況でございます。何か、これにつきまして。

よろしゅうございますか。非常に分かりやすく今年度の撤去実績と、まあ 24 年度までを含めての撤去計画について示していただいたと思います。

これでいくと、最終年度はそんなに頑張らなくても半分ぐらいで済みそうですね。そのぐらいの余裕は持っているということでございます。

ありがとうございました。

では次、報告事項 2 番目、処理施設の確保状況についてということで、資料 2 でございますが、よろしく申し上げます。

事務局： それでは処理施設の確保状況についてということで、資料 2 に基づいて説明いたします。

処理施設の確保につきましては、9 月に開催しました第 24 回協議会におきまして、青森クリーンとの契約等について御報告をしたところでございますけれども、その後の状況についての御報告ということでございます。

まず 1 番の (1)、副知事の挨拶の中にも出て参りましたが、青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社、略して青森 R E R の再開についてでございます。青森 R E R は青森市に所在する焼却熔融施設でございます。

昨年度、付近を流れる大袋川でダイオキシン類が環境基準を一時超過したということで、R E R がダイオキシン類の削減対策を開始したことに伴いまして平成 20 年 1 月 21 日から県境産廃搬出を休止しておりました。

青森 R E R では、隣接する事業場と共に青森市の指導を受けながら水処理施設の新設や改善、粉じんの飛散防止などの削減対策を実施して、秋までに一連の対策を完了しました。

指導してきました青森市では、一連の対策により事業場からのダイオキシン類流出が抑制され、大袋川のダイオキシン類濃度の低下につながったとしまして、平成 20 年 10 月 21 日に市議会に報告しております。

このことを踏まえ、県では青森 R E R への処理委託の再開を検討し、11 月中旬に地元 3 町内会に説明して理解をいただいたことから、12 月 5 日に青森 R E R を代表とする県境再生共同企業体と契約を締結し、そして青森 R E R への県境産廃搬出を平成 20 年 12 月 15 日から開始しております。

搬出開始にあたりましては、1 日当たりトラック 10 台でスタートしましたが、その後、地元町内会の御理解をいただきながら、1 月 13 日から 3 台、1 月 19 日からさらに 2 台増車しまして、1 日に 15 台、搬出量にしまして約 180 トンと

なって現在に至っております。

次に2番の八戸セメントの撤去量増量でございます。八戸セメント株式会社は、八戸市に所在する焼却・焼成施設で、9月の協議会で1日トラック20台の搬出が可能との御報告をいたしました。当面17台の搬出をする旨の報告をしたところでございます。

その後、八戸セメントの処理状況に応じまして10月23日、1月13日、1月19日からそれぞれ1台ずつ増車をしまして、今は最大の1日20台、搬出量にしまして約210トンとなっております。

ここまでの動きでございますけれども、参考としまして(3)に現時点でのその他の既存の処理施設の状況を示しました。

奥羽クリーンテクノロジー株式会社は、八戸市に所在する焼却・焼成施設で、1日あたりの搬出量は約175トン、トラック14台分運んでおります。それから株式会社庄司興業所は、八戸市に所在する焼却施設でございますが、現場の選別工程から出てくる100ミリメートル以上の木屑や廃プラスチック等について、1週間に5トン程度搬出してしております。株式会社ウィズウェイトジャパンは、三戸町に所在する最終処分場で、1日あたり約385トン、トラックにしまして延べ34台で搬出してしております。株式会社青森クリーンは、むつ市に所在する最終処分場で、1日あたり約115トン、トラック10台で搬出してしております。

以上、これまで確保しました全処理施設合わせますと1日に1,000トンを超える廃棄物の受け入れが可能となっております。

このことから、2番の平成24年度までの原状回復事業の完了に向けてということでございますが、現在確保している施設の受け入れ量を年間ベースに換算しますと、20万トン以上の処理能力となります。

計算上では、21年度以降の年間撤去計画量の194,000トンは処理可能となっております。また、これらの他にも県境産廃受け入れに向けまして準備を進めている施設もございます。県としましては、平成24年度までの原状回復事業の完了がより確実なものとなるように、今後も新たな処理施設の確保に努めていくこととしております。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。詳細に受け入れの処理施設の稼働状況、特に青森RERが再開した、それと八戸セメントの処理量が増加したことを御報告いただきました。

いかがでございましょうか。何か。

栗生さん、お願いします。

栗生委員： 青森R E Rのことですけれども、ダイオキシンの改善策を取られたということで、工場の方は運転をしているようですけれども、今後、R E Rの周辺の水質調査について、青森R E Rの方で自主的に検査して、それを県の方でいろいろ指導していくと。要するに、きちんと指導の方をお願いしたいなと思います。

古市会長： はい、要望ということですね。その辺について、何か県の方からございますか。市の方の管轄でしたね。

事務局： 県としましては、これまでと同様に県が青森R E R周辺の河川の調査を定期的実施していくこととしております。当然のことでございますけれども、もし、そういうことはないと思いますけれども、青森R E Rの方には十分気を付けていただくように今後もお願いをしていくということになると思います。

古市会長： はい、ありがとうございました。
他にございますか。
澤口さん、お願いします。

澤口委員： 今の青森R E Rの話と同じなのですけれども、ダイオキシンが出た原因について何か特定されているのか、あるいは複合的な原因だったのか。その辺を一般の我々にも分かりやすいように説明していただきたいのですけれども。

事務局： 原因につきましては、これだというものは分かっておりません。ですので、調査の状況からしますと、青森R E Rを含めた、あそこにある事業場付近の何らかの影響があったのだろうということになるかと思われ、その事業所では、先ほどもお話をしましたけれども、青森市の指導を受けながら考えられるダイオキシンの削減対策をいろいろ実施しております。

まず、粉じん対策とか、水処理の対策ということになりますけれども、青森R E Rでは基本的には現在、排水を川の方に放流をしないというのが対策にしていることになるかと思えます。

古市会長： 原因は定かではないけれども、対策については十分注意してやっているということですね。
澤口さん、いかがでしょうか。

澤口委員： 原因がはっきりしないのが、不安ですけれどもね。今後もまた同じようなことが無いとも限らないでしょうから、その辺を引き続き県の方でしっかり指導

をしていただきたいと思います。お願いします。

古市会長： はい、これも先ほどの栗生さんと同じように、しっかり県として見守っていくということをお願いしたいと思います。

では3番目の報告事項に移りたいと思います。不法投棄現場で確認されたコンクリート塊についてです。これについて調査結果が出たと思います。よろしくお願いします。

事務局： 本日配布しました資料3に基づきまして御説明をいたします。

この件につきましては、前回の第25回協議会におきまして、19年度に発見されたコンクリート塊とよく似たものが今年度も確認され、内容物の調査方法を検討している旨を報告したところでございますけれども、その後の状況ということで御報告いたします。

まず1番の経緯でございますけれども、前回に御報告したとおり、平成20年7月10日、11日に、旧選別ヤード北寄りで38個のコンクリート塊がまとまって発見されました。

その後、12月22日に、7月の発見場所にやや近い旧選別ヤード中央で新たに10個のコンクリート塊がまとまって発見されております。

資料の下の写真が12月に発見されましたコンクリート塊の状況でございます。いずれも7月のものと同様、縦横約80センチメートル、高さ約110センチメートルの直方体で、外観の目視確認では表面から内容物が漏れ出したような痕跡はありませんでした。

内容物の確認ができないため、県ではいろいろなことを想定しながら安全な調査方法を慎重に検討しておりましたが、2月2日に、まず7月に発見したコンクリート塊のうちの1個について削孔調査、つまり穴あけ調査を実施しました。次いで2月18日に、12月に発見したもののうちの1個について削孔調査を実施しております。

調査方法としましては、飛散・流出、引火の恐れがないように、仮設の作業建屋を設置しまして、鋼製の容器にコンクリート塊を入れ、人が離れても操作できるように、自動送り装置付きのコアドリルを用いましてコンクリート塊に削孔作業を行いました。

削孔後は成分分析用に内容物を採取しまして、コンクリート塊は塩化ビニール製の蓋で孔を密封し、現場に保管しております。

資料の裏を御覧下さい。削孔作業の準備をしている状況の写真でございます。

削孔する時点では全員が離れて中の状況を監視し、削孔終了後は建屋内の酸素濃度やVOC濃度を確認の上、内容物の採取等を行いました。

左上の写真は、コンクリート塊に空けた孔の部分でございます。下の写真は7月及び12月に発見されたコンクリート塊それぞれの内容物でございます。

表の方に戻っていただきまして、2番の調査結果でございます。まず(1)7月発見のコンクリート塊は、ドラム缶をコンクリートで被覆したもので、内容物は無色の結晶、特有のきつい芳香臭がありました。

分析の結果、防虫剤の原料等として使用されるパラジクロロベンゼンであることが判明しております。これは平成19年度に確認されたコンクリート塊の内容物と同じ物質でございます。

(2)12月発見のものについては、構造がドラム缶をコンクリート被覆したものであり、内容物は無色の結晶でした。7月のものと同様のきつい芳香臭がありましたことから、7月のものと同じものではないかと推測されますが、現在分析中でございます。

3番のコンクリート塊の保管状況につきましては、今年度に発見した48個、いずれも内容物の漏れはなく、安定した状況にありまして、防水シートで養生し、現場内に保管しております。

4番の今後の対応でございますが、残りのコンクリート塊については、現場の掘削撤去作業の障害にならないよう、状況を見ながら3月以降順次内容物の確認作業を慎重に行っていくこととしております。また、内容物を確認したものににつきましては、その性状に応じて適切に処理を行っていきます。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

内容物について、事前情報がない状況で、これを取り扱うということはいかに大変かということがこの写真を見て分かります。本当に御苦労様でしたね。

命を張った作業だったように思います。

いかがでございましょうか。何か御質問等はございますでしょうか。

7月に発見されたもの38個のうち、1個は19年度のパラジクロロベンゼンの防虫剤と同じものであったと。1つがそうだから全部というわけではないのですけれども、十分それが想定される。

それと別の場所での12月のもの、10個ですね、これについても同様に検査されて、まだ分析結果は出ていませんがほぼ同様のものとお考えなのですね。

いかがでございましょうか。

須藤さん、お願いします。

須藤委員： 素人で何も分かりませんが、パラジクロロベンゼンというもの、もしこれだと分かったら、どういうふう処理をするのでしょうか。

事務局：パラジクロロベンゼン、これは防虫剤の原料などに使われる薬剤でございますので、また臭いの強い物質でもありますので、特別管理産業廃棄物、あるいは普通産業廃棄物に関わらず高温での焼却処理を基本に考えております。

ちなみに、19年度に発見されましたものにつきましては、これは焼却溶融施設において処理しております。

古市会長：ありがとうございました。

他にございますか。

鋭意分析等、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では4番目の報告事項といたしまして、魚類・農作物のダイオキシン類調査結果につきまして、御報告をよろしくお願ひいたします。

事務局：魚類と農作物のダイオキシン類調査結果について御報告をします。

まず資料4-1を御覧下さい。魚類のダイオキシン類調査結果について説明いたします。

県では、不法投棄現場下流を流れる熊原川に生息する魚類につきまして、平成16年からダイオキシン類の調査を実施しております。毎年1種ずつ調査しております、イワナ・ヤマメ・ウグイと実施してきております。これをワンサイクルとして調査しております。今年度はヤマメを調査いたしました。

結果につきましては、資料4-1の2、調査結果の表のところがございますが、2.0 (pg-TEQ/g-wet) でありまして、公表されている国の調査結果等を下の点々の囲みに表として書いておりますけれども、この結果と比較しましても既存の調査結果の範囲内ということでございました。

続きまして資料4-2の農作物のダイオキシン類の調査結果について説明いたします。

県では、平成15年度から田子町の主要な農作物である水稲・枝豆・にんにくにつきましてダイオキシン類の調査を実施しております。今年度の調査結果については、平成20年度と記載したところにつきまして記載しております。

これまでの国や県が実施してきました調査結果と比較いたしましても十分低い値でありまして、問題ありませんでした。

以上で説明を終わります。

古市会長：はい、ありがとうございました。

魚類と農作物、共に全国平均と比べて十分低いということがございます。

何かご質問等、ございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは最後の報告事項といたしまして、排出事業者等の責任追及の状況について。これについてお願いいたします。

事務局 : それでは資料の 5、排出事業者等の責任追及の状況について御説明いたします。

不法投棄の原因者と取引のあった排出事業者、約 12,000 社が把握されておりますが、それに対しまして青森・岩手両県で分担し、委託基準違反等の処理法違反について調査を行い、その責任を追及しているものでございます。

先に内訳の方から説明いたします。

①としまして措置命令ですが、これは行政処分として実際に現場から廃棄物を撤去することを命じたものでございます。15 年から 17 年度まで、合計で事業者 18 社、措置命令量としては約 610 トン。これは廃棄物が青森・岩手、どちらに投棄されたか特定できないということから、両県知事の連名で命令をかけているものでして、実際に青森県側から撤去されたのは、この約半分、約 304 トンというふうなことでございます。

次に②の納付命令ですが、同じく行政処分になりますけれども、行政代執行の開始に伴いまして直接現場から撤去するのではなく、代執行費用の納付を命ずるものでございます。これが 17 年、18 年度で 5 社、納付命令額としては約 298 万円。これは撤去量のトン数に換算しますと約 75 トンに相当するというふうなことでございます。

③自主撤去です。実際には費用の拠出になりますけれども、これは法違反に係る報告書の徴収とか立入検査、そういうふうな調査の途上で事業者から申し入れがあった場合に、その内容に具体的な妥当性があると判断した場合に受け入れしているものでございます。これが 17 年度から 20 年度、今年度までで事業者 16 社、拠出申し入れ額としては約 3 億 2,432 万円、トン数に換算しますと約 8,533 トンというふうなことでございます。

この中には拠出額が高くなるために、現在 3 社が 5 年に分割して拠出しているものが含まれております。重複を避けるために、事業者数には 2 回目以降を含めておりません。ただ、拠出額についてはその納入される年度に計上しております。例えば、今年度、20 年度の例を見ますと事業者 1 となっておりますが、実際には分割拠出しているものがこの他に 3 社あり、拠出額の 3,237 万円はその金額も含んで計上しております。

それでは上の総括表に戻っていただきまして、現在、これまでの状況ということで繰り返しになりますけれども、措置命令が 18 社、撤去量約 304 トン、納付命令 5 社、納付額が約 298 万円、自主撤去に係る費用の拠出、これが 16 社で

拠出額は約3億2,432万円ということになっております。自主撤去については、先ほど3社が分割拠出と申し上げましたが、その3社の今後の拠出の予定額、これは申し入れ額が決まっておりますが、約7,792万円、これが今後の拠出の予定額になっております。

これらの納付あるいは拠出された費用、これらはいずれも行政代執行の事業費に充当され、県費の軽減に繋がっているところであります。

説明の方は以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

措置命令の部分、これが青森と岩手両方合わせたものですね。納付命令と実績等については青森県側の部分だけですね。

事務局： はい、そうです。

古市会長： 全国的にもこういう排出事業者への責任追及をして徴収をしているというのは非常に珍しい事例ですね。

何か御質問等、ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

でも、3億ぐらいでしょう。ちょっと2オーダーぐらい違うんですけどもね。しっかり取っていただくようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で報告事項は終わりましたので、協議事項の方に移りたいと思います。

資料6からでございます。まず最初に、平成20年度の調査結果をまず御報告いただきまして、その後21年度の環境モニタリング計画案について御説明いただきたいと思います。合わせてよろしくお願ひします。

事務局： それでは、まず平成20年の環境モニタリング調査結果について御説明いたします。資料6-1を御覧下さい。

まず資料の構成を説明いたしますと、資料1枚目が全体の結果を抽出したものになっております。1枚めくっていただきまして2枚目以降、これがモニタリングの調査結果等入っておりますが、1ページから25ページまでがそれぞれの調査結果になっております。26ページから29ページまでがモニタリングの地点になっております。30ページから33ページまでにはこれまでのモニタリング結果のうち、ポイントとなる地点の項目につきましてグラフ化をしております。最後、34ページには県境部の井戸6本ありますけれども、その地下水位及び電気伝導度の常時観測結果の方を記載しております。

それでは水質モニタリングの調査結果から説明いたします。

資料の1枚目の方に戻っていただきまして、中ほどの表を御覧いただきたいと思えます。まずア-3につきましてですけれども、現場内のヒューム管から出ます浸出水ですけれども、ここでは引き続きベンゼンとほう素が排水基準を超過しております。次に3段目ですけれども、ア-8は現場内の西側、遮水壁の内側にある井戸ですけれども、ここでは砒素、ベンゼン、ほう素が環境基準を超過しております。平成19年に引き続きましてベンゼンとほう素が高い値で推移しております。

次に表の一番下になりますア-25、こちらは岩手県との県境の北側にある井戸でございますけれども、ここでは1,1-ジクロロエチレンが環境基準を超過しております。

続きまして、ア-6、ア-24は、いずれも周辺部のポイントになりますけれども、鉛が環境基準を超えて検出されております。

これらの地点につきましては、地下水位が低下しておりまして、採水時に土壌が混入する可能性が高くなっております。従いまして、採水時に土壌が混入したことが原因であると考えられたことから、水質の状況を的確に把握するため通常分析、いわゆる混入した土壌を全て含む全量で分析したものと、ろ液の分析の両方を実施しております。

その結果につきまして、ろ液ですけれども、表の括弧書きになっているところですが、こちらでは全て環境基準未満ということで、混入した土壌が原因である可能性が高いというふうに判断されております。

水質モニタリングの調査結果につきましては、以上のように、これまでの調査結果と大きな変動はなく、現場内の一部の地点では排出基準、環境基準を超過しておりますけれども、周辺ではそういう地点はなく、汚染は現場内に留まっているという状況でございます。

2番目としまして、有害大気汚染物質モニタリングの調査結果につきましてです。この調査は、現場の敷地境界の3地点で廃棄物の掘削選別作業に伴って発生するベンゼンやトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンが周辺に拡散していないかを確認するための調査でございます。調査地点については28ページの別図3にありますけれども、調査結果につきましては例年どおり全ての地点で全ての項目で環境基準を下回っており、問題ありませんでした。

3番目ですけれども、大気汚染物質モニタリングの調査結果についてでございます。この調査は、国道104号線から県道道前浄法寺線に入ってすぐのところにある上郷公民館で、廃棄物の運搬車両など、排ガスによる大気環境への影響を把握するために行っている調査でございます。調査結果につきましては、

二酸化窒素と浮遊粒子状物質、共に環境基準を下回っており、問題ありませんでした。

最後に、騒音振動モニタリングの調査結果についてでございますけれども、この調査は廃棄物の運搬車両など大型車の交通量が増加することによる沿線の生活環境への影響を把握するため3地点で調査を実施しております。騒音については、全ての地点で環境基準を下回っておりまして、振動についても全ての地点で要請限度値を下回っております。特に問題ございませんでした。

以上で平成20年の環境モニタリング調査結果についての説明を終わります。

引き続きまして、平成21年度のモニタリング計画案について、資料6-2に基づきまして御説明いたします。

水質モニタリング計画につきましては、調査回数に変更がございます。変更箇所につきましては、資料の5ページになりますけれども、この別図1につきまして緑色で示した周辺部の7地点が対象になっております。

遮水壁の効果や岩手県側からの影響を見るといった重要なポイントにつきましては、これまでと同様に年12回実施し、引き続き監視していくということでございますけれども、周辺部につきましては、これまでVOCの経年変化を見ながら調査回数を順次年6回や年4回などという形で見直しをしてきた経緯がございました。

今回は、pH、ほう素、塩化物イオン、電気伝導度の4項目につきまして、これまで連続して見ていくということで年12回実施してきた調査でございます。

資料の6ページ、7ページの方を御覧いただきたいと思っております。

対象地点の4項目につきまして、経年変化をグラフ化したものでございます。ア-11、13、14は平成13年度から8年間、ア-17、20、22、31につきましては平成16年度から5年間、この4項目につきましては、ほぼ変化が見られません。従いまして、この4項目につきましても他の調査回数に合わせて年6回ということで実施したいと考えております。

その他の調査地点につきましても、結果、変動があれば適宜調査回数を変更するなどして柔軟に対応して随時見直しを行うこととしております。

有害大気、大気、騒音振動につきましては、今年度と同様に年4回のモニタリングを継続して実施したいというふうに考えております。

以上で平成21年度の環境モニタリング計画案について説明を終わります。

古市会長： はい、ありがとうございました。

資料6-1、6-2に基づきまして20年の調査結果及び21年度の環境モニタリング計画案について御説明がありました。

まず、資料6-1の方の調査結果につきまして、これにつきまして何か御質

間は、ございますでしょうか。コメントでも結構です。

よろしいですか。今日、福士先生が遅れられているのですかね。出席予定ですか。

事務局： 出席予定でしたが、御欠席になる可能性もございます。

古市会長： そうですか、分かりました、はい。

福士先生、ずっとこのデータ等を検討をさせていただいている経緯もありまして何かと思ったのですが。

よろしゅうございますか。

それでは21年度のモニタリング計画、こちらの方につきましては順調にモニタリングできている面があって、非常に低いので、少し調査回数を減らしましょうという案を出していただいております。

これにつきまして、何か御意見やコメントは、ございますでしょうか。

大久保委員、お願いいたします。

大久保委員： 資料6-2の中で、環境モニタリング計画案が出ておりますけれども、ア-14、遠瀬の水源でございます。これは不法投棄がかなり問題になる前から、八戸市水道部で冬季の簡易水源について元々監視しておりまして、直接的な被害と言えば、水源の休止というようなことになるわけでございますけれども、象徴的な存在であるかなという思いもしております。

ですから、昭和50年代からずっと測ってきて、ここはおかしいということがあって、今現在の結果でございますので、トレンドで見るとだんだん減少傾向でありますけれども、ここではクロロと電気は毎月測って欲しいなという思いがしております。

それからア-17番、放流支川の下流でございますけれども、17番も減少傾向にありますけれども、その他の項目から経年変化が無いということもございますけれども、20年度のデータを見ますとクロロが最小が59、最大が110で、少なくとも80%以上の変化があるのではないかなと思っております。

放流支川については熊原川とか、馬淵川への影響があるということで、最低この傾向は掴んでおきたいなと思っておりますので、ア-14、17については毎月継続して欲しいなど。塩化物イオン、それから電気伝導ですけれども、これは年12回測定を続けて欲しいという要望を出したいと思っております。

古市会長： はい、今、おっしゃっていただいたのは、図の方は5ページのところです。

水道水源、地下水の取水源です。それからア-17は、先ほどもありまし

たように熊原川に流れ込む地点のところでございますが。

今の御意見に対していかがでございましょうか、県の方は。

事務局 : アー17 ですけども、5 ページの方で杉倉川に差し掛かるところのポイントで行ってございまして、このデータの塩化物イオン、電気伝導度のところの補足説明ということですけども、こちらの方は、元々は水処理施設からの放流水が流れ込んでいる地点でございます。

水処理施設からの放流水と、あとはその下流から流れる沢水等が入り込んできて、最終的にアー17、杉倉川の手前で測っているというような形で、水量的には沢水の水量よりも大分放流水の水量が多いということで、これまでの塩化物イオンの電気伝導度というのが、そちらの方にちょっと影響が出ているかなということなんです。

基本的には水処理施設の方で放流水を管理しておりますので、その点で年 12 回やってございましたけれども、年 6 回の方でもいいということで、今回アー17 につきましては 12 回から 6 回の方にしたいという形で考えておりました。

古市会長 : そうすると、アー14 の方はいかがですか。

事務局 : アー14 の方につきましては、先ほど大久保委員もおっしゃってましたとおり、かなり塩化物イオン、電気伝導度、それぞれ下がり傾向ということで、年 6 回という形で計画してございましたけれども、まだ水源ということであれば、水源ということで今後もまた見ていかなければいけないということであれば、年 12 回ということでも。

古市会長 : 従前どおりでもいいという意味ですか。

事務局 : はい。

古市会長 : 14 も 17 も両方、どちららもですか。

事務局 : 県では、今、説明したように考えていたわけなんですけれども、それにつきまして、もしまだ早いのではないかとということであれば、その辺のところは協議会の方で御協議いただいて、私どもの方に御提示いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

古市会長 : そうしましたら、大久保さん、アー14 の方は 7 ページの方のグラフを見ます

と塩化物イオンも電気伝導度も変動があまり無く順調に下がっておりますよね。これで、やっぱり不十分だと。

大久保委員： いや、不十分だというわけではないですけども、直接的な被害があつて、まあ思いもあるわけですよね。この水源が汚染されてきた経過があつて、私達はこれ、水源がおかしいよということから、かなり大騒ぎになりつつある段階から関わってきていたものですから。

古市会長： これ、あれですよね、表流水を測っておられるんですよね。

大久保委員： アー14 は表流水ですね、そうです。これは水源だったわけですから。

古市会長： 湧水の方だな。

大久保委員： アー14、湧水ですね、はい。

古市会長： 5 ページの方では表流水という書き方をしていますが。要するに、地表のところをずっと、いわゆる A 層というところを通ってきたやつだと思ふんですけどもね。深いところのものではないわけですよね。

大久保委員： 今は水源として使つてはいないわけなんですけれども、できれば pH と塩化物と電気伝導度であれば、毎月のデータが積み重なっていけばいいなと。

足してトレンドを引くとコアになりますけれどもね。そういう思いをしてみました。

17 番は、水質管理をする上で、埋めて、その川の最終が 17 番で、次、杉倉川が 19 番になって、最後熊原川がいくらで馬淵川がいくらというふうな管理をしたいなと、水源ですから、そういう管理をしたいなと思っておりますので、アー17 も毎月測って欲しいなという思いをしておりました。

古市会長： アー17 の方は、これは杉倉川に流れ込む水ですよね。そういう意味では表層を伝わって、アー14 を通って 17 に来ているわけですよね。そういうふうに解釈したのですよね。

ちょっと、じゃあ事務局から少し。

事務局： 今回のことの繰り返しになりますけれども、アー17 番のところはあくまでも放

流水、水処理施設からの放流水の影響が大きいわけです。ほとんど、そういう放流水の水質と同等であるとみなして、我々は上で監視していけばいいだろうということで、こちらの方は半分にしてもいいんじゃないかということで提案を申し上げました。

それから、ア-14の方は、これは前々から問題になっている休止のところですけれども、これは傾向を見ていくためには毎月じゃなくても、2ヶ月に1回見ていって、大体今までの傾向だと、ECだと100から200の間ぐらいになっているんじゃないかと思います。ですから、その辺までを追っていけばいいのではないだろうか。それを毎月やる必要は無いんじゃないかという我々事務局の案でございます。

古市会長： はい、他の委員、ございませんか。
松橋委員の代理で。

松橋委員代理中澤： 申しわけございませんが、今、大久保委員から話がございましたア-17、この放流水の関係がありますので、これは(2)でまた処理施設の維持管理というところで御提案があると思いますが、バイパス運転をされるという予定の中では、やはり上流のバイパス運転をした中での、放流水を月に1回観測されるということとリンクして、やはり一度は、1年間くらいは、大久保委員のおっしゃられますように監視ということがある程度は必要じゃないのかなと感じますが、いかがなものでしょうか。

古市会長： ごめんなさい、ちょっと今。14も17も2箇所ですか。

松橋委員代理中澤： 17です。

古市会長： 17の方を残すと。従前どおりということですね。
他に御意見、いかがでしょうか。石井委員、どうですか？

石井委員： モニタリングの目的だと思うんですけども、ア-14に関しては、トレンドを見るというのであれば当然2ヶ月に1回で、これだけ低位に下がってきていますので十分だと思います。

おそらく大久保委員のおっしゃっていることは、水道水源として見た時に、例えば水道水源というのは例えば月1回測るものというような感じがもしあるのであれば、そういうものと照らし合わせながらやらなければいけないのかな

という気もします。ア-14に関しては、トレンドを見るという大きな視点に立てば2カ月に1度でも十分この下がっている傾向は追っかけられるのかなと思います。

以上です。

古市会長： 中澤委員と石井委員の方は、17だけでいいんじゃないかと。大久保さんは14もやったらどうだという話なのですけれども。

大久保さん、いかがですかね。確かにア-17の方は変動幅が大きいですよ。スケールが少し塩化物イオンの方と電気伝導度が違うんですよ。

いかがですかね。対応軸はスケールが少し違うけれども、対応していますね。80と400で入っていますね。

大久保委員： 分かりました。ア-14は廃棄されたというか、休止された遠瀬水源でございますけれども、再び使うことは無いだろうなということも、ちょっと寂しいのですけれども、トレンドでということであれば2ヶ月で1回でも止むを得ないのかなというふうには思います。

それにしても、ア-17で水道の水質管理ということであれば、確かに放流施設からの排水でしょうけれども、他の部分も混じりながらのことでございますから、ア-17を測り、杉倉川を測り、熊原川を測りということが続けて欲しいなと思います。

古市会長： はい、分かりました。

ちょっと確認ですけれども、ア-17についてのみ従前どおりやっていただけないでしょうかということよろしいですか。

はい。他にございますか。

じゃあ中澤さん、そういうことよろしいですか。

石井委員もいいですか。

では協議会として、ア-17については従前どおりやっていただきたいということよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。ではア-17のみ従前どおり年12回ということをお願いできますか。

事務局： 確認ですけれども、ア-17については塩化物イオンと電気伝導度を12回やるということよろしいですね。あと、pHとほう素については6回でいいと。

はい、分かりました。

古市会長： ということで、よろしくお願ひします。

他は、いいですね。電気伝導度と塩化物イオンですね。

では、次の協議事項に移りたいと思います。浸出水処理施設の維持管理についてということで、御説明をよろしくお願ひします。

事務局： 浸出水処理施設の維持管理についてということで、資料7に基づきまして説明いたします。

まず1番の概要でございますが、浸出水処理施設は主な処理機能としましてVOC処理、凝集沈殿処理、生物処理、凝集膜ろ過処理、化学的分解処理、活性炭吸着処理、重金属キレート吸着処理の7工程となっております。

資料の2ページが処理フローを示してございます。

3ページの方は、それを絵にしたものでございます。現場から流れてくる浸出水は、VOC処理後、野外の浸出水貯留池に送られます。そこからポンプアップされて原水設備に入り、水量などの調整が図られますが、その水を原水と言っております。原水は凝集沈殿処理施設から順次各設備を通して処理されたうえで放流されるというフローとなっております。

本施設におきましては、このフローのうち凝集膜ろ過処理後の化学的分解処理、活性炭吸着処理、重金属キレート吸着処理の3工程を高度処理と呼んでおりまして、その高度処理を通さない経路、いわゆるバイパス経路が設置されております。

1ページの方に戻りまして、平成17年の施設稼働開始からおよそ3年半を経過しましたがけれども、以前にこのバイパス運転につきまして委員の方から現場の状況の変化、掘削などが始まった場合ということなどで、原水や処理水がどのように変わるか分からないので、もう少し様子を見るべきではないかという意見があり、今日までフル工程での浸出水処理を行ってきております。

そして今回、原水の水質が計画原水水質を大きく下回っていること、また凝集膜ろ過処理後の水質が計画処理水質を下回っていることから、バイパス運転が可能ではないかと考えて検討を行いました。

その結果、2番の水質についてでございます。4ページと5ページに、検出されている主な項目につきまして、浸出水、原水、膜ろ過処理水及び放流水の経年変化を折れ線グラフで表してございます。

各グラフとも浸出水は薄い青色、原水は濃い青色、膜ろ過処理水はピンク色、放流水は黄色の線でございます。赤い横の破線は放流基準ということになります。計画処理水質のレベルを示してございます。また、中央の青い縦の破線は本格撤去、つまり現場の掘削が本格的に開始された時期を示してございます。

これらのグラフを見ますと、まず1点目として廃棄物の掘削による原水水質の影響が少ないことが分かります。2点目としまして、6ページの表に原水の計画水質も示してございますけれども、併せて見ていただければと思いますが、原水の水質が平成17年の処理施設稼動から現在まで継続して原水計画水質を大きく下回っております。3点目としまして、凝集膜ろ過処理水の水質は施設稼動以来継続して計画処理水質を十分に満たし、かつ放流水質と線が重なるぐらいはほぼ同程度で推移しております。

以上のことから、これまで十分計画処理水質を満たしており安全とみなせる期間が十分継続しているということから、バイパス運転は可能であると判断しました。

そこで、1ページの3番になります。今後の運転についてでございますが、まずこの協議会で御承認いただければバイパス運転を実施したいと考えております。

ただし、下の表、放流水質監視体制のとおり、連続測定、週2回の現場分析、月1回の公定法分析を実施し、放流水についていずれかの分析値が計画処理水質の5割、その値をバイパス運転停止水質ということとしますが、このバイパス運転停止水質を超えた場合はバイパス運転を止めまして、フル工程の高度処理運転に切り替えることといたします。

高度処理運転に切り替えた後のバイパス運転再開につきましては、水質の推移を監視し、凝集膜ろ過処理水の水質が連続測定、現場分析、公定法分析の分析値で継続して2ヶ月間バイパス運転停止水質を下回っている場合に再開できることといたします。

なお、具体的なバイパス運転停止水質は6ページの表、右側の欄に示してございます。

以上につきまして、御協議の方、よろしくお願いいたします。

古市会長： はい、ありがとうございました。

ちょっと参考のために、以前同様の御提案がございましたよね。あれは、いつでしたか。要するに、バイパス運転をしましょうかというお話があって、いや、もう少し見ましょうということになったんですけれども。

17年ですか。そんな昔ですかね。中澤さん、よく覚えておられる。

ということで、3年間様子を見てきたということですよ。

いかがでしょうか。

大久保委員、お願いします。

大久保委員： 前回、バイパスを運転するという県の提案に対しまして、本格的な撤去も

開始していない状況ではちょっと早いのではないかという意見を申し述べました。

これまでの経過を見た結果、ちょうど凝集沈殿の中できちんとものが取れているという状況がよく分かりました。これからも本格撤去はずっと続くわけですが、バイパス運転をやったとして、水質が定期的に継続的に監視されているということが担保されるのであれば、このバイパス運転でもいいのではないかなと了解したいと思います。

古市会長：　そうですか、ありがとうございます。

前、もうちょっとやったらいかがですかということを、大久保委員の方から出たような気がしたんですけど、了解していただいたということです。

他に御意見は、ございますか。

確かに大久保さんがおっしゃられたように、浸出水については本格撤去で一部ピークが上がったりはしていますけれども、放流水はもちろんですけれども、原水にしても皆、基準以下になっているということですね。十分に取れているということなんですね。

はい、どうぞ、中澤さん、お願いします。

松橋委員代理：　ちょっとお尋ねしたいのですが、平成 17 年の時に大久保委員の方も、あるいは福士委員の方もそういう話をされたということで、今回、また提案をされて、それなりに監視されているという技術的な観点の検討がされたという面で、これは福士委員の方からも何かこういう事前にこれについての御意見なり、技術的な観点のアドバイスというものを、県の方で受けられましたでしょうか。

今日、お見えになっていないものですから、その辺をちょっと伺いたかったのですが。

古市会長：　そうですね、事前に何か御相談されました。

事務局　：　正式ではないのですが、雑談の中で、「もうそろそろいいのではないのでしょうか」というお話はしたことがあります。そうしたら、福士委員の方からは、「水質的にそんなに変化がないし、放流水としても十分。ただ、あと監視体制をしっかりやればそれでもいいのではないだろうか」というお話はございました。

古市会長： よろしゅうございますか？はい。

十分安定しているのじゃないかなと。この3年間のデータを見ている分については思われます。そういう結論でよろしゅうございますか。皆さん。

はい、ありがとうございます。ちなみに、高度処理した場合、1年間どのくらいコストが掛かるんでしょうか。

事務局： 試算によりますと、資材購入、交換費及び水質分析費等で年間約500万円程度の削減が見込まれるようです。また、その他にオゾン発生器とか、結構電力を使うということもありまして、電力料金の削減も考えられるのではないかと考えております。

古市会長： そういう意味では、薬剤とかいろいろ、維持管理費も含めて500万にプラス。

事務局： はい、そうです。

古市会長： 結構大きなお金ですよ。参考のために申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、最後にはなりましたけれども、協議事項の3番目、不法投棄現場の環境再生につきますてです。

これにつきましては、1月31日ですかね、佐々木部会長の方で3回目部会で応募をしていただきました案を踏まえていろいろ御検討いただきました。

今日、その整理をした結果と次回の多分協議会になると思うのですが、その時にどういうふうにそれを検討しましょうかという案を出していただいておりますので、それを御説明いただけたらと思います。

これ、分けてやった方がよろしゅうございますか。

じゃあ、最初に全国提案募集の結果につきますて、よろしく願いいたします。

佐々木部会長： 佐々木でございます。それでは投棄現場の環境再生提案の応募状況について、まず御報告をいたします。資料8-1を御覧いただきたいと思います。

合計で23件、全国から提案がございました。応募された方をいくつかの種類に分けてみますと、個人から応募されたものが23件中14件で一番多かったわけですね。それから企業からは3件、森林組合等の産業団体からは2件、大学から2件、研究会あるいはNPO団体から合計2件、合計23件の応募がございました。

それで県内と県外を分けてみますと、県内から8件の応募がございました。

これには一部重複がございますけれども、県外からは16件で、北は岩手県から南は高知、鹿児島まで、そういう非常に広い範囲から提案が寄せられておりました。非常に有難いことだと思っております。

表の8-1、これは詳細を御説明するのはちょっと時間の制約がありますので割愛をさせていただきますが、この8-1の表の見方でございます。その表の一番左側、縦の欄に区分というものがございまして、合計4つの区分でこの表を整理して掲載をしております。

この4つの区分と言いますのは、県民ワークショップの中で4つの方向に基づいて議論をされました。4つの方向というのは、その区分の欄のところに書いてありますが、1つは自然の再生で、あるいは自然の再生を通じて地域づくりに活かしていくというような提案がまずその1つです。

それからその次のページ、左の欄に書いてありますが、生活関連の場、具体的には循環型社会を形成するような生活基盤を整備するというような種類の提案であります。それから、そのページの一番下の方に1件だけですが経済というふうに書いてあります。具体的には地域、地場の産業振興に結びつけるという提案。最後の3ページ目ではありますが、教育・文化交流の場として活用すると、大きく分けますと県民ワークショップでこの4つの方向で議論され、いろんな意見が交わされたということでもありますので、その4つの方向別にこの表を整理しております。

その表には、提案者名、所在地、それからテーマ、テーマと言いますのは、これはそれぞれの提案の一番ポイントになるような考え方、あるいはその理念、ビジョンを表すような言葉として、提案書に書かれておりますものをテーマとしてございます。提案の骨子と言いますのは、これは事務局の方でまとめていただいたもので、ポイントです。

それぞれの提案は、必ずしもその4つの区分に完全に整理できるものではなくて、複合的な内容を含んでおります。詳しくは、資料8-3の別紙2で整理していますが、一応整理のために4つの方向ごとに提案の審査を行ったということでもあります。

それで、資料8-2を見ていただきたいのですが、資料8-2の上段に四角が4つございます。それぞれの主な方向別に整理をしたものでありますけれども、自然を再生させて地域づくりに活用していくという考え方については、そこに御覧いただきますような、合計で9つほどの提案がございました。

それから生活関連、循環型社会を創るという趣旨の御提案がその中央、上の方にありますように合計7件ございました。それから経済活動の場と整理してございますが、地域の産業、あるいは地場産業の振興に結び付けてという提案が1件ございました。

それから一番右側の四角の中ですが、これは教育・文化・交流をテーマにした御提案で、合計6件の提案がございました。

以上の合計23の提案につきまして、審査部会でいろいろ議論検討をいたしました。結果として、その内から、それぞれの4つの方向ごとに優秀な提案を選びまして、合計で5つの提案を選定いたしました。

それが資料の8-2の下段の方に整理をしております。ブルーで書いてありますのが選定されました5つの提案であります。それから黒で参考提案と書いてありますが、提案としては選定には漏れましたけれども、部分的には大いに参考になるような内容が盛られた提案だということです。それを参考提案ということで3件選んで、これからの計画案の作成に活かしていこうということで評価いたしました。

その時に、上段の4つの方向を審査部会では、もう一度その方向性を再整理するということをいたしました。それが、それぞれ下段の大きい四角の上の方に二重の四角で囲んでありますが、そういう形で方向性を再整理して議論をした、あるいは提案を整理したということでもあります。

まず、地域づくりに活かしていく自然という方向性のいろいろ御提案を拝見してきますと、評価された提案などを見ますと、市民参加による自然、あるいは森林の再生を提案しているものが多かったわけで、そういう形で方向を再整理いたしました。

それから、その右側、中央の段であります地域の振興と書いてありますが、これは上段で言いますと生活関連の場とか、経済活動の場として提案されたものでありますが、これはよく内容を検討して参りますと、やはりいろんな角度から地域の振興に結び付けていこうという提案だろうということで、地域の振興ということでまとめました。その副次的な内容としては、地場産業、具体的には農業であります。地場産業を振興しようという提案。それから循環型社会を創っていこうという提案がこの中に含まれます。

それから、一番右側の四角であります。教育・文化・交流の場ということで審査をいたしましたけれども、選定された提案、あるいは参考にすべき提案の内容を検討いたしまして、その下段の一番右にありますように、産業廃棄物不法投棄をどうやって防ぐかということに関する教訓等を後の世代にまで継承していこうと、あるいは全国的に発信をしていこうというような性格の提案があるということで、黄緑色のタイトルで示しましたような方向に再整理をしたということでもあります。

まず、選定をされましたNo.2であります。これはもう一度資料8-1に帰っていただければ有難いのですが、No.2と言いますのは、提案者は八戸市の森林組合からの御提案であります。これは県民が参加をして、この自然を再生して

いこうと。専門家と市民が協働して植林をしながら自然を再生していくということを中心にした提案であります。

それから、地域の振興の1つ目の提案ですが、No.11です。資料の8-1で言いますと2ページ目の上から2段目ですね、東急建設株式会社から御提案があったものであります。これは田子町の地域新エネルギービジョンを踏まえて、新しいバイオ燃料施設の拠点とするということを中心にした御提案であります。

これが提案として2番目に選ばれてございます。

それから3つ目に選ばれましたのは、そのすぐ下のNPOの最終処分場技術システム研究協会というところから御提案があったもので、環境調和型リサイクル施設と四季公園というテーマでの御提案であります。これは循環型社会を形成するために、この現場をそのモデル地区として形成して、全国に発信していこうということを中心にした提案であります。

それから提案の18番、これは資料の8-1でいきますと3ページ目の上段ですね、慶應義塾大学の藤倉研究会から御提案があったものであります。これは全国に対して、あるいは後の世代に対して貴重な経験、教訓を発信していこうと。そのために環境再生博物館を設けて、そこを拠点にして全国に発信をしていく、あるいは年何回かのコンサートといったイベントを開催しながら、積極的な情報発信をしていこうという提案であります。

それから、そのすぐ下、19番目の提案であります、これは八戸工業大学から御提案があったもので、これもこの地域で得られた貴重な教訓を次世代に語り継ぐ県境環境再生記念公園というテーマで御提案があったものであります。

これは環境再生をするだけではなくて、積極的にこういった教訓を発信していく拠点にしようと、あるいは田子町・二戸市の各種施設と連携をしながらこういった活動を推進していこうという提案でございました。

以上の5つの提案を部会としては選定をしたということであります。

それに加えて参考提案というのが合計3つございます。資料の8-2に戻っていただきますと、提案のNo.5、これはインターネットという情報手段を使いまして、環境問題に一般の方が気軽に参加しながらそういった環境再生、あるいは環境意識を高めていくための活動を提案していくということで、これも大いに参考になる提案ではないかということでもあります。

それから、その右側、中央の箱の中、自然との共生についてNo.1として御提案がありました。これはアイ・シー・エフという株式会社でありますけれども、自然界の水の浄化システムをこの現場を使って再現をしていく。一部に農畜産物の見本園を設置しながら、そういった自然再生の具体的な拠点として形成していくべきだという御提案であります。これも水の浄化システムなどの部分的な提案については大いに参考になるのではないかということで、参考提案とし

て選びました。

それから一番右側の下です、No.6が、これは八戸在住の下田さんという個人の方からの御提案であります。記憶の保存と記録の保存。これをテーマにして、既存の田子町図書館などを利用しながら、こういった情報発信をしていく、あるいは記録の保存をしていこうという提案でありまして、これも参考に出来るのではないかとということで、参考提案として選ばせていただきました。

以上が全国からの応募状況と審査結果であります。

古市会長： 佐々木部会長、どうもありがとうございます。

資料8-1と8-2について御説明いただきました。資料8-2を見ていただきましたら分かりますように、全部で23件もの御応募をいただきました。

最初のワークショップ等で議論していただいた3つの方向に、それぞれうまくバランス良く収まっているので、広く、満遍なく御意見をいただけたのではないかなと感じました。

非常に御熱心に、小田委員、井上委員、石井委員、松橋委員、それから佐々木部会長ということで御検討をいただきました。

何か提案審査部会の委員の方々に、ちょっと、これは申し上げたいということ、何かありますでしょうか。今、佐々木部会長から御説明をいただいたもので全てでございますが、よろしゅうございますか。

はい、じゃあ協議会のメンバーの方から御質問、コメントをいただきたいと思います。

では栗生さん、お願いします。

栗生委員： 田子町の方で意見集約をして、意見を出されたわけですがけれども、その中で、田子町の方で農協であれ、森林組合であれ、百人の会議であれ、この中から提案がされなかったというのは本当に残念に思っております。

古市会長： 今の御感想ですか。

そうですか、ありがとうございました。

佐々木部会長： 補足ですが、田子町から1件、これは個人で応募されたのだらうと思います。1件ございました。

古市会長： 田子町は、13番ですね。書いてありますね。梅沢さんという方からですね。

他にいかがでございましょうか。

今日、他に資料8-3があります。そういう意味では、これを踏まえまして次回の第27回協議会で御審議いただくわけですが、そちらの方も続けて御説明いただいた上で、もう一度帰って、全体を通して御議論いただけたらと思います。ではよろしく申し上げます。

佐々木部会長： それでは続いて資料8-3に基づいて、これからのこの協議会での御検討について御提案をいたします。

今、申し上げましたように、環境再生提案・審査部会におきましては5つの提案を選定したわけでありまして、それはもう一度方向性として整理しますと、その四角で囲みました上段、方向性と書いてありますが、今御説明をいたしましたように、市民参加による自然、あるいは森林の再生という方向、それから地域の振興という方向で御提案があったもの、それをもう少し詳しく言いますと、地場産業、あるいは農業の振興をテーマにしたもの、それから循環型社会推進のモデルにすべきだという御提案、それから3つ目の方向としては、貴重な教訓を継承して、全国なり世界に発信をしていくという方向性を整理されたわけでありまして。

以上、そういった方向性と5つの提案が絞り込まれたわけですが、これからもう少しこれを評価、より詳しく検討をしていく必要があるわけでありまして、その検討のポイントとして、四角で囲みました下段の方に整理してございます。

これは部会から、こういうことで検討をしていただきたいなということの御提案でございます。

1つは、最初の丸で書いてありますが、審査基準、提案の募集のところに審査基準として書いてありました地域性がちゃんとあるかどうか、それから情報発信性が備わっているか、実現可能性があるかということで部会としては審査をいたしました。

その結果として、さっき御報告したような5つの提案に絞り込んだわけですが、それをさらに詳しく検討して評価していく必要があるだろうということ。

2番目として、それに加えて現場であることの必然性があるかどうか、他でやったっていいということであれば、やや地域性に欠けるのではないかということで、現場であることの必然性があるかどうかという視点で検討をするということも必要ではないか。

それから3つ目に書いてありますが、遮水壁とか水処理施設、非常にお金を掛けたインフラが整備されているわけですが、こういった施設を有効利用する可能性があるかどうかということからも検討、評価をしてもいいのではないか。

それから4番目ですが、いろいろ情報発信施設なりイベントの提案がござい
ますけれども、そういう場合に確実に人が集まるかどうかということでの検討
も必要だろうと。

それから、事業の実現性ということで考えますと、採算が取れるかどうかと
いうことでチェックをする必要があるだろうと。

下から2つ目にありますが、こういった問題が起きて地域の田子町、あるい
は二戸市のイメージが損なわれたのかもしれない。それを元のようにイメージ
を回復する、さらにそれを上回るイメージアップになるかどうかということでも
検討をしてはどうかと。

それから地場の産業、農林業と共存する可能性があるかどうか、あるいは全
く無いのかどうか、こういったことでもやはり評価をするということが必要で
はないかというふうに部会の議論を整理してまとめたわけでありす。

今、会長からお話がありましたように、次回の第27回の協議会におきまし
て、今部会で審査しましたこの結果について、それぞれの提案の理念とか、あ
るいは実現性、その他の検討のポイントを踏まえながら最終的な審査を行っ
ていただきたいと考えてございます。

その時に、次回の第27回の流れとしては部会で考えてございますけれども、
選定されました5つの提案がございしますが、その方々に対して表彰をして、
それぞれの提案者、あるいは提案のグループからプレゼンテーションをしてもら
う。

それぞれの提案ごとにプレゼンテーションを15分、それから質疑応答を5分、
合計20分で、合計5件を協議会の場でプレゼンをしてもらう。それを受けまし
て、皆様方からそのプレゼンテーションを受けて提案に対する評価であるとか、
あるいはそれに付随するような意見等をいただきながら全体的な検討評価、審
査をしていただきたいなと考えてございます。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

今、佐々木部会長の方から御説明がございましたように、こういうふうに5
つの御提案を次回の協議会でプレゼンテーションをしていただくと。その段
取りについて、どのように作業をしていくかということの概要を御説明いた
だきました。

資料8-3の方には検討のポイント、それがしっかり掲げてございます。

パッと見て、すぐにとというのはなかなか難しいかなと思うのですが、
全体を見渡していただきまして、委員の皆様これを次回協議する具体的な作
業をしていただくということになります。

今のうちに分からない部分とか、もう少し説明していただきたいということがありましたら御意見を頂戴したいのですが。よろしくお願いします。

佐々木部会長： ちょっと補足をさせて下さい。部会としては5つの提案が選ばれましたけれども、そのうち1本に絞るということではなくて、それぞれの提案の中に非常に意味のある、あるいは大きい部分的な提案、あるいは要素、それが含まれておりますので、そういったものを評価した上で総合的にそれを活かしながら計画として作っていくということを県の方にお願いをしたいわけで、審査の過程では5つの提案のうち1つに絞るというのではなくて、それぞれの提案の中でどういう要素、評価すべき、あるいは活かすべきかということをお次回御検討いただきたいなと思っています。

古市会長： 佐々木部会長、別紙1の部分の上の部分が部会で、下が協議会なのですけれども、今おっしゃっていただいたところは協議会での作業だろうと思うんですが、この表で、図で説明していただけると有難いかなと思います。

佐々木部会長： 別紙1は皆さんに渡っているのですか。

古市会長： 別紙1、ございますね。

佐々木部会長： それでは別紙の1を御覧いただきたいと思いますが、今私の方で御提案をしましたのは、まず上段を見ていただきますと、合計5つの提案に絞り込んだわけですが、それぞれがいくつかの複合的な提案から成り立っているわけです。

それが次の段の要素、いくつかの要素から構成されているということを表す円グラフに書いてございます。それを部会では方向性として再整理したものがその下のブルーの四角ですね。それが市民参加による自然再生、2つ目が地域の振興という方向、それから3つ目が教訓等の継承、発信ということで方向性を再整理いたしました。

それで、さっき申し上げましたような検討のポイントとして整理されたわけでありまして。次回の協議会におきましては、プレゼンテーションを受けた後で、それぞれの提案は理念を踏まえた御提案でありますので、そういった理念を踏まえてそれぞれの提案が内包しております、持っています提案の要素、内容まで立ち入って議論していただきたいなと思っております。

それが協議会の、緑で書いたところですね、①各提案の理念を踏まえた要素の評価です。要素と言いますのは、それぞれの提案を構成している内容で、こ

ここまで立ち入って評価をしていただきたい。それに対して、協議会の皆様方からいろんな御意見をいただきたいと思っています。

付帯的な意見と書いてありますが、そういったものを持って協議会としての審査をとりまとめをしていただきたいなということでもあります。それが下から2つ目の四角の中に書いてありますが、提案の要素まで立ち入って踏み込んだ議論をしたものを整理してまとめていただくということにさせていただくと有難いと思います。それをもって協議会の意見として県の方に御提案をするということになるのかなと思っています。

以上、補足でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

審査部会、大変な作業をしていただきまして、お陰様で非常にクリアに御提案のあった23件をまとめて、特に優れた5つの御提案を選んでいただきました。

今日は資料の8-2に基づきまして、こういうふう整理して5つ選択しましたことよろしゅうございますかという御承認をいただくことと、それと資料8-3、別紙1も含めまして次回の協議会でこのステップに則って進めさせていただいてよろしいでしょうかということでございます。

ということで、何か御意見、いただけませんか。せっかくまとめていただきましたので、何か御質問等ございましたら。

また、こういうふうにやったらどうかというコメントでも結構でございますので。いかがでございましょうか。

須藤さん、いかがですか。

須藤委員： 私は、5番の齋藤さんという方のインターネットを使ってというのがあったんですけども、ちょっとこれが、楽しいな。私もちょっとインターネットを始めたばかりだったので、こういうのをやったら楽しいんだろうなとは思いましたけど。これは5つの中には選ばれていませんけれども、参考にはなっている。

古市会長： 参考には、やっぱり注目すべきということで。

須藤委員： 楽しいと。子供じみているかもしれませんが。

古市会長： とんでもありません。これにつきまして、何か補足ございますでしょうか。

佐々木部会長： これは環境問題に意欲的な企業の協力をいただいて、一般の市民の方が環境問題へのホームページにアクセスをして、クリックするたびに1件何円とかというお金が、ポイントが溜まっていくんですね。

そのポイントに応じて協賛企業がお金を出してくれるということで、それは地元だけじゃなくて、もちろん全国からもアクセス可能なわけですね。

そうしますと、環境問題に対する理解が進む、あるいはその意識が普及していくということと、それが具体的な成果、例えば企業からポイントに応じて出してくれたお金で環境整備に使うというようなこと、複合的な効果を狙うというような提案だったわけです。

古市会長： 佐々木先生、これは先行事例があるんですね。

佐々木部会長： 先行事例がございまして、この齋藤さんも参加をしているのですけれども、函館地域で具体的にこういう活動をやっておられるはこだて未来大学の学生さん達のグループがあります。

一度アクセスしてみてください。非常に面白いです。クリックするたびに木の葉っぱが段々増えていくのですね。1本、2本とまた木が増えていくというのがインターネット上で実感できる。それが具体的なお金、企業からいただく協賛金にもなるという、ちょっと面白い、変わった事例が既にございます。

古市会長： ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。

無ければ、先ほども申し上げましたように5件、資料8-2のように提案させていただきたいということ、これ、ご承認いただけますでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

佐々木部会長： 別紙の2で少し補足の御説明をしたいと思います。これは5つの選ばれた提案と参考にすべき提案3つ、これはそれぞれの提案がどういう要素で出来上がっているかということ整理したものでございます。

例えば、別紙2の1ページ目、一番上に書いてありますNo.2の提案、これは地域づくりに活かしていく自然ということで整理をいたしましたけれども、実際にその中身としては森林再生を具体的にこうしたいという提案が書いてありますし、それから教育・文化・交流の場にも関係するような御提案もあるよということが整理されてあります。

ですから、この表を見ますと、そういう提案がどういう要素から出来上がっているかということを理解していただけるかなと思いますので、次回の御検討の際にはこれを使っていただくといいのではないかと思います。

以上です。

古市会長： 補足、ありがとうございます。非常にクリアに要素を分析していただきまして、その辺の関係を明示して下さっています。

それでは、こういうステップで次回進めさせていただくということによろしくございますか。

はい、どうもありがとうございました。

こういう環境再生に向けて、地域住民、それから県、国、全国、御意見を伺って、それに基づいて環境再生をしようというのは、もう本当に全国で初めての試みですので、是非次回にそれをお聞きしまして、また貴重な御意見をこれに追加していただければ幸いです。ありがとうございます。

それと、今回は資料9で御説明あると思いますけれども、5時間の長丁場になりますので。お覚悟の上でよろしくお願ひします。

それでは協議事項はこれで終わります、その他に移りたいと思います。これにつきまして事務局の方でよろしくお願ひします。

事務局： 資料9を御覧下さい。次回、第27回の協議会の開催日程についてでございます。開催日時ですけれども、4月11日土曜日、場所は観光物産館アスパム5階のあすなろの間を予定しております。5時間ということで、午前10時から12時までではプレゼンテーション、それから昼食を挟んで1時から3時まで、午後は午前中のプレゼンの内容を受けての協議ということになります。

(3)のその他ですけれども、21年度の5回ほど予定しております協議会の日程につきましては次回の協議会で全体の日程をお示ししたいと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他、これ以外にございますか、資料9の報告以外に。

特段、ございませんか。

はい、そうしましたら、今日は順調に、天候と違いまして協議会の方は順調に終わりました。報告事項でも有益な御意見をいただきまして、栗生さん、澤口さんの方からRERの方をしっかりと監視してやって下さいというお願ひがございました。

それから須藤さんの方から、コンクリート塊の中味が分かってきたんだけど、だったらどう処理するのということで、高温で処理をしますというお答え

がございました。まだ沢山ございますので、その辺、鋭意調査を続けていただきたいと思いますというふうに思います。

それから協議事項の方では、21年度の環境モニタリング計画、これにつきましては大久保さんの方から御意見がございましたが、ア-17につきましてはやはり重要な地点のポイントですので、引き続き今までどおりに調査し、塩素と電気伝導度、この2点について年12回やって下さいということがありました。

これにつきましては、松橋委員代理、それから石井委員からも同様の御意見がございましたので、それはそういうふうにしていただくということにしたいと思います。

それから、水処理施設の高度処理の部分について、もう3年前からどうかということだったんですが、もう少し様子を見るようにということで、3年間やって参りました。

やはり順調であるということで、バイパスしていきましよう。しかし、何らかの異常があれば即元に戻すという、そういうセルフヘルプの機能はありませんので、安心してその辺の経過を見ていきたいと思います。

それと、佐々木部会長をはじめ審査部会の方々の御尽力で、全国から23件の応募で優秀な提案5件を選んでいただき、また次回の協議会におきましてそれを選定する手順につきましても御了解いただいたということですね。

以上が今日の成果、結果であろうかなと思います。

何かこれにつきまして。井上委員、お願いします。

井上委員： 私も提案の審査をする部会のメンバーでありますので、本来は部会内で議論をする点かもしれませんが、ちょっと気になった点がありますので最後に一言だけ申し上げたいと思います。

5提案を選びましたと。次回、その5提案のプレゼンを受けて、我々協議会として、協議会としての提案と言いますかね、案として再構成するという事によろしいのですよね。

つまり、各提案の、言葉は悪いですがいいところ取りをして、そして協議会としての案としてまとめていくということだと理解します。それがすごく現実的でもあるし、いい手順ではないかと思うんですね。

気なる点というのは、そこところが、今、会長からも選定という言葉があったことからも、ちょっとそれでぴんときたのですが、これは提案者、この手順については提案者各自に伝わっているのでしょうかということなんですね。

つまり、提案者は自分の提案が1つ選んでもらえると思って提案をする、これは一般的なプロセスですので、そう理解している場合は多少齟齬がでるかなというふうにちょっと感じました。これは単なる老婆心というか、余計なこと

だったかもしれません。

私も、ちょっと部会のメンバーでありながら、1つに絞っていくというようなイメージを前半では持っていたものですから、そのところを少し確認しておく必要があるのではないかと、確認させていただきたいと思って述べさせていただきました。

古市会長： はい、御意見、ありがとうございます。

私の言葉が、選定というのが1つに選ぶようなイメージでとられたようで、そうではございません。

今、井上委員におっしゃっていただいたように、つまるところ、いいところ取りなんです。そのいいところ取りをしますよということは、最初に全国に公募する時に、実は書いてあるんですね。もうブレンドしますよと。ブレンドという失礼な言い方なのですけども、いいものは全部いただきましょうと。欲張りな公募の仕方でございます、いいのは全部集めましょうと。

ただ、それを集めた時に、うまくそれが1つになるかどうかというのは、この辺は協議会の手腕であると思います。

最後に、実際、おやりになる県の環境再生計画、それでまとめていただくのですけれども、その辺の手腕にも掛かっていると思います。

ということで、多分、井上先生が御心配していただいたものは、大丈夫だと思います。

ありがとうございます。

ということで、そういう意味でも御提案のいいところを本当に活かしてあげられるような総合計画を是非次回にまとめたいなと思っていますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

他にございませんか。もうよろしいですか。

ちょっと時間が過ぎておりますけれども、冒頭、感動というところちょっとオーバーですが、感銘いたしましたのは、敢えて副知事が、10年間ご苦労様ということで、鎌田さんのこと、本当に約10年間、最初から今日まで一貫してこの再生修復事業に関わってこられたということでございます。

もちろん、県の多くの方が、その間に関わってこられて、非常に鋭意努力されて、大変な作業であったと思います。よくここまで来たなと思います。それと、協議会の委員の先生方も貴重な御意見をいただきまして、ここまで来たわけでございます。

これで終わるわけではございませんけれども、一応鎌田さんは定年退官ということで、今回の協議会が最後になります。これからはいろんな貴重な御意見は賜りたいとは思っておりますけれども、一応協議会であちらに座っている

ろ御意見をいただけることはもうないと思いますので、最後に鎌田さんの方から一言、本当に一言だけ、これは全然言ってなかったんですけども、一言何かお言葉をいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

鎌田室長： 会長の御指名ですので。平成 12 年の 8 月 21 日、今でも覚えていますけれども、この事業について手を付けさせていただきました。

ここまで来るには、いろんな方のお世話になりました。協議会の先生方はもちろんのこと、周りにいらっしゃる方、またいろんな方にお世話になっている。そしてやっとここまで来たなという感じでございます。

その後、これからの現場をどうするのかということ、これからという時でございます。これからは、ますます後輩の連中が頑張りますので、今まで以上に先生方の御協力、あるいは御鞭撻が必要になってきますので、よろしく願いし、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

古市会長： 鎌田さん、どうも本当に長い間ありがとうございました。

それでは 26 回の協議会、これで終了したいと思います。ではマイクを司会に返したいと思います。よろしくお願いします。

司会： ありがとうございました。古市会長には議事進行を、佐々木部会長には部会御報告を、それから委員の皆様には長時間にわたる熱心な御協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第 26 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。お疲れ様でした。

それから、交通機関の状況でございます。JR の青森－函館間が上下運休中ということでございましたけれども、今、追加情報がございまして、改札が始まったという情報もございます。これは正確な情報は駅の方でお願いを申し上げたいと思います。

それから、飛行機でございますが、青森－千歳間は搭乗手続きを中断中。それから東北本線でございますが、上りは動いていますけれども大幅な遅れが出ている。そういった情報をお伝え申し上げたいと思います。

今日はありがとうございました。